

第二十二回 参議院大蔵委員会會議録第十三号

昭和三十年六月七日(火曜日)午前十時五十一分開会

大蔵省管財局 天野 四郎君  
有財産第一課長

委員の異動  
六月三日委員湯山勇君辞任につき、その補欠として平林剛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君  
理事 西川甚五郎君  
山本 米治君  
土田国太郎君  
平林 剛君  
森下 政一君

委員

青柳 秀夫君  
岡崎 眞一君  
白井 勇君  
藤野 繁雄君  
宮澤 喜一君  
杉山 昌作君  
岡 三郎君  
小柳 牧衛君  
木村禧八郎君

政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

事務局側

常任委員 木村常次郎君  
会専門員 小田 正義君  
常任委員 小田 正義君  
会専門員 小林 鎮夫君

説明員

大蔵省理財局長 小田 正義君  
局証券課長 小林 鎮夫君

本日の會議に付した案件

- 理事の補欠選任の件
- 連合審査会開会の件
- 小委員会設置の件
- 公聴会開会に関する件
- 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(青木一男君) これより委員会を開きます。

まず理事の補欠互選に關してお諮りいたします。去る五月三十一日平林理事が本委員会の委員を辞任されました結果、理事一名欠員を生じておりますのでこの際、補欠を互選いたしたいと存じますが、先例により、成規の手續を省略して、委員長より指名することに御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。それでは私より本委員会の理事に平林委員を指名申し上げます。

○委員長(青木一男君) 次に連合審査会に關する件についてお諮りいたします。去る六月二日運輸委員会におきまして、目下本委員会において審議中の

地方道路税法案について連合審査会も開会せられたい旨の申し入れがございました。右申し入れの通り地方道路税法案について運輸委員会と連合審査会を開くことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

なお連合審査会の日時につきまして、委員長に御一任願いたいと思ひます。

○委員長(青木一男君) 次に小委員会設置に關してお諮りいたします。本委員会におきましては、従来、毎国会、請願の審査を便ならしめるため、小委員会を設けて審査して参りましたが、本国会におきましても小委員会を設けて審査の迅速を期したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。よつて請願に關する小委員会を設置することに決定いたしました。

次に小委員の數及び小委員の選定並びに小委員長の選任方法についてであります。いずれも従来の例によりまして、小委員の數を六名とし、委員長において小委員及び小委員長を指名することに御一任願いたいと存じます

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それでは請願に關する小委員に、西川委員、藤野委員、杉山委員、菊川委員、森下委員、中川委員を、小委員長に西川委員を御指名申し上げます。

○委員長(青木一男君) 次に公聴会に關してお諮りいたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

ただいま本委員会において審議いたしております所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、地方道路税法案及び關

税定率法等の一部を改正する法律案を、国会法第五十一条第二項の重要な歳入法案と認め、公聴会を開きたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

つきましては、公聴会の日時は大体六月二十日、公聴会の問題は右の五法案についてとし、公述人の數及びその選定等につきましては、これを委員長及び理事に御一任願いたいと存じます

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

なお公述人に關しまして特に御希望がございませ方は、あらかじめ委員長並びに理事にお申し出を願います。それから公聴会の開会につきましては、本院規則第六十二条により、議長

に対し公聴会開催承認要求書を提出しなければならぬことになっておりますが、本件につきましては、その内容手続等を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 次に国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(予備審査)。

証券取引法の一部を改正する法律案、証券投資信託法の一部を改正する法律案、

以上三案を一括議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま議題となりました国有財産特別措置法の一部を改正する法律案は二法律案につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

まず国有財産特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国有財産の管理及び処分につきましては、主として国有財産法及び国有財産特別措置法に基きまして運営されて

いるのでありますが、今般、国有財産特別措置法に若干の改正を加え、普通財産を譲与できる場合の範圍の拡張、固有の機械等の交換の特別措置による中小企業の合理化、固有の機械等の処分の促進及び普通財産の交換の円滑化等

を因るため、この改正法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の提案理由及び概要を申し上げます。

まず、第一に国に寄附された財産の譲与に関する規定の改正についてであります。従来、地方公共団体から国に対し特定の用途に供する目的で寄附された財産につきましては、国がその用途を廃止した場合において、その財産を当該地方公共団体に譲り渡すことができることとなっておりますが、この場合の範囲を拡張いたしました。地方公共団体及びこの地方公共団体の区域に變更があった場合はその区域が新たに属した地方公共団体に対し譲与できることとするのが適当と存ぜられますので、所要の規定を置くこととしたのであります。

第二に、中小企業者に対する機械等の交換の特別措置についてであります。従来、旧軍用財産の機械等につきましては、従来とも中小企業者の老朽機械等と国有の機械等と等価で交換ができることとなっておりますが、中小企業者の設備改善による企業の合理化を一層推進するため、これを改めまして、国有の機械等を時価からその三割を減額した額で交換することとしたのであります。

第三に、国有機械等の処分についてであります。旧軍用財産の機械等につきましては、その処分の促進に資するため、国において直接その用に供する必要があるもの、中小企業者の老朽機械等との交換に充てるもの、又は、いわゆる一括転用施設等の用に供することに適するもの等を除き、すべてこ

れをくず化することとしたし、これに関する規定を新たに設けることとしたのであります。

第四に、普通財産の交換の特例についてであります。国有財産法におきましては、普通財産は土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、これをそれぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができるとなっておりますが、この場合のほか、土地又は建物その他の土地の定着物相互においても交換できることとしたのであります。

次に証券取引法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概要を説明いたします。

有価証券市場の機能をさらに強化するため、現存致しております証券金融会社について適正な規制を行って信用取引の円滑な運営を図り、もって有価証券市場における売買取引を公正に滑にする必要があり、併せて証券業者に対する監督規定について若干の整備を図る必要があると考えられますので、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の内容について申し上げます。第一は、証券金融会社に對する監督規定を設けたことであり、この法律案におきまして、証券金融会社とは、証券取引所の会員に對し、信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、当該証券取引所の決済機構を利用して貸し付ける業務を営む会社をいひ、その業務を営もうとするときは、大蔵大臣の免許を必要とするものとす、その資本の額も五千万円以上

でなければならぬものとしたしております。又その商号の変更、貸出方法又は条件を変更する等の場合には、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力が生じないものとしたす。また、取引の公正または流通の円滑に必要がある認めるときは、大蔵大臣は、貸出方法又は条件について変更命令を出し得ることとした。その他監督のための所要の規定を設けております。

第二は、証券業者の監督規定についての若干の整備をはかつていることとあります。すなわち、証券業の名義貸を禁ずる規定を設けたこと、有価証券の割賦販売について規定の整備を行なったこと等であり、

何とぞすみやかに御審議の上御賛成あらんことを切望いたします。ただいま議題となりました証券投資信託法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を説明いたします。

証券投資信託は、法律の制定以来、長期産業資金調達の有効な手段としてその機能を發揮して参つたのであります。昭和二十七年六月から実施せられました追加型証券投資信託につきまして、追加信託を容易ならしめるため、その受益証券の記載事項を改めるほか、規定の整備をはかつて、この制度の確立に資する必要があると考えられますので、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の内容といたしましては、第一に、現行法では、追加型証券投資信託の受益証券について、その発行の際までに追加信託された信託の元本

の累計額を記載せしめることとなつておりますが、元本の追加信託を容易ならしめるために、その受益証券の発行の日の属する計算期間の期首における信託の元本の額を記載せしめることに改正することとしたのであります。

第二に、現在信託約款に定めるべき事項として法律に規定しているものに加えて、追加型証券投資信託について追加信託をすることが出来る元本の限度額及び元本の追加信託についての公告に関する事項を約款に定めるべきこととしたのであります。

第三に、元本の追加信託については遅滞なく届け出ることとしたのであります。その他規定の整備をはかつている次第であります。

何とぞ、すみやかに御審議の上、御賛成あらんことを切望いたします。〔委員長退席、理事山本米治君着席〕

○理事(山本米治君) 続いて国有財産特別措置法の一部を改正する法律案について、事務局からさらに補足説明を聴取することにいたします。

○説明員(天野四郎君) 国有財産特別措置法改正案の補足説明を、新旧対照表について御説明申し上げます。

先ず第一に改正いたしました点は、第五條の譲与に關してであります。これは今回さらに譲与できる範囲を拡げた点であります。と申しますのは、現行法の規定によりますと、国がその用に供するために地方公共団体から寄附を受けた財産につきましては、その用途を廃止した場合に当該地方公共団体に譲与することができなくなつておりますが、旧師範学校等の事例にありまふように、市町村から都道府県に寄附いたしました学校を、国立新制大学に昇格させるために、国にさらに寄附した場合は、当該財産を直接寄附しました地方公共団体である都道府県に對して譲与できるが、實際上、寄附財産について負担をいたしました地方公共団体である市町村にも譲与できることとなつており、譲与処分の適正を期するために実情に沿わない事例もありますので、今回さらに、府県に財産を寄附した市町村にもその範囲が及ぶように拡張いたしました次第でございます。それから、ただし書きを今回削除いたしました。但し、寄附の際特約をした場合を除く。とあります。この理由は、現行法の特約は、その契約内容が法文上不明確であり、また、に、解釈上疑義があり、また国が寄附を受納する場合は、将来国を拘束し、またはその負担となるような条件を付することは避けるべきものと考えまして、この趣旨を明確にするために、ただし書きの規定を削除いたしました次第であります。

第二の改正点は、第九條の機械器具の処理の特例でございます。この第二項に新たに挿入いたしましたのは、国が交換いたします機械器具の価格を時価から三割減額することにした点でございます。従来は時価のまま相手方の中小企業者の提供いたしました機械器具と交換しておりましたけれども、今回は特に三割減額した措置を講ずることとなつたのであります。その理由は、国有機械等の交換は、今言いましたように、従来も中小企業者を対象として行なつて参りましたが、今回これを促進するため、特に三割減額

措置を講ずることにいたしました。それから、それは併いまして、第一項にございます「企業」という言葉でございしますが、これは「旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産のうち機械及び器具については、設備改善による企業の合理化」とございまして、この「企業」でございまして、今言いましたように三割と減額を緩和いたしますので、特にその対象を明確にいたすためにこの「企業」を「中小企業」にあらためました。これは「中小企業」の定義につきましては、施行令におきましてきめておりました。資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の会社、常時使用する従業員の数が三百人以下の会社若しくは個人又は中小企業等協同組合とする。とございまして、政令で初めて中小企業と出ておりますけれども、今説明いたしましたように、今回三割減額交換をいたしますその対象は中小企業者であるということを明確にするために、特にこの改正をいたした次第でございします。

その次は九条の二をいたしまして、今回新たに機械器具の処理の特例を入れました。すなわち、くず化の規定でございします。この規定は、条文を讀んでみますと、

「旧軍用財産のうち機械及び器具は、左の各号の一に該当するもの及び国以外の者に使用させているものを除き、くず化するものとする。

一 国において直接その用に供する必要があるもの

二 特殊な機械（これに附属する機械及び器具を含む。）又は集団をなす多数の機械及び器具であつて、土

地、建物及び工作物等とともに一括して施設として利用することに適するもの

三 第九条第一項の交換に充てるもの

四 現に国内で製造されるものに照し、性能の差異が少いもの

2 前項の場合において、同項第二号から第四号までの一に該当するかどうかの判定が困難なときは、機械及び器具に関して学識経験を有する者の意見を徴するものとする。」と規定いたしました。この立法理由をいたしましては、旧軍用財産であります機械及び器具は、従来とも、売り払い、貸し付け処分等を促進してその活用をはかつて参りましたが、昭和十九年十二月末現在なお約十九万二千五百台が未利用の状況にあり、そのうちには、相当の年数を経過しました老朽機械及び器具で、民間企業に利用させることが不適当なものがございします。これらの機械及び器具をくず化することによりまして、管理費用の節減をはかりますとともに、合せてくず鉄の需給の調整に資するために、今回の改正を企図いたしました次第でございします。しかし全部くず化することではございしませんので、以下一号から四号に掲げましたように、こういうものは、くず化から除外することにいたしました次第でございします。

すなわち、まず第一に、国が大学試験所、研究所、作業所等で直接必要なものにくず化しないことといたしました。これらの機械及び器具は、それを必要とする各省各庁に所管がえ、または所屬がえをして使用させる所存でございします。

第二に、従来一括転用施設として取り扱つて参りました施設をこの際再検討いたしましたして、土地、建物等に備え付けられていた種類、規模等から見て、特殊な機械、たとえば原油蒸溜施設及び現に多数の機械がありまして、そのまま将来施設として利用する経済価値があるもの、たとえば佐世保の海軍工廠といったもの、これらは、くず化しないことといたしました。これらの機械及び器具は原則としてなるべく速かに売却処分等をいたしまして、転用をはかる所存でございします。

第三には、中小企業の設備の現状にかんがみまして、固有の機械及び器具のうちで、中小企業者の設備改善による合理化に適当な機械は少くないと考へまして、今回の法律改正による減額交換に充てるものとしたしまして、これらの機械はくず化しないこととしたのであります。

第四に、中小企業者の交換に充てる機械及び器具は、通常一般工作機械等のごとき汎用機械が多いと考えますが、そのほかの機械のうちで、その性能が比較的良好で、くず化することが適当でないものは除外する所存でございします。これらの機械及び器具はなるべく速かに売却処分をすることにいたしたいと思ひます。

以上のはか、国が現在民間企業等に貸し付けてあります機械及び器具につきましては、契約を解除してまでこれを引き揚げる必要はないと存じまして、これを使用しておる間は、くず化するものから除外いたしました。

次に、第九条の三の第二項を削除いたしましたのは、これは一番最後に九条の五を持つて来たためであります。

その次に九条の四という交換の特例を新たに挿入いたしました。これは終戦後、戦災都市等の復興が相当に進んだ現状から見ますと、官庁の庁舎等公用財産の立地条件等が都市計画上からも必ずしも適当でないものがございしますので、現行法のように、土地と土地、土地の定着物と土地の定着物、また堅固な建物と堅固な建物というふうに変換が限定されておりますが、これをさらに緩和いたしましたして、当分の間、土地または建物その他の土地の定着物相互の間におきましても交換できるように改正する必要があると思ひまして、今回の改正をお願いいたしました次第であります。

以上簡単ながら補足説明を終ります。○理事(山本米治君) 本案の質疑は次回に譲りたいと存じますが、資料の御要求の御ありになります方はこの際お願いいたします。

○藤野繁雄君 第五条第一項の改正で、これに該当するところの地方公共団体名を一つ資料として出しいただきたいと思ひます。

それから第二は、第九条の二の旧軍用財産のうち、くず化するところのものがあるとしたならば、そのくず化するところのもの、大体の予定、そうしてくず化するために現在の固有財産がどれだけ減るかという数字、それだどうぞお願いいたします。

○木村鶴八郎君 さっきの未利用の機械十九万二千五百台ですか、あれの内訳があつたら、どういふ機械か、これの詳細を……

○説明員(天野四郎君) ただいまの資料を承りました。

○理事(山本米治君) 次に、証券取引法の一部を改正する法律案及び証券投資信託法の一部を改正する法律案について、事務局から補足説明を聴取いたします。

○説明員(小林鎮夫君) 証券取引法の一部改正案、証券投資信託法の一部改正案につきまして御説明申し上げます。

最初に証券取引法の改正案でございしますが、改正案の内容に御説明をいたします。

証券取引法の改正は二つございまして、第一は証券金融会社に関する監督の規定を設けることとございします。第二は証券業者の監督に関する規定を整備することとございします。

まず証券金融会社に関する規定につきましては御説明をいたします。規定の内容に入りまします前に、証券金融会社とはどういう業務を営んでおります会社であるかということ、現にどういふ会社があるかということ、現にどういふ会社がその業務を営んでおるかと思ひますことと、それから監督規定を設ける趣旨につきまして御説明をいたします。

第一は証券金融会社の業務の内容でございします。証券金融会社は、証券取引所の会員でありますところの証券業者に対しまして、業者が顧客の委託によりまして取引所で行いました売買取引に買付代金、または売り付けられた株券を顧客に貸し付ける取引がございまして、これを信用取引と申しておりますが、この信用取引のために証券業者が必要といたしますところの金銭なり株券なりを、証券業者に貸し付けるこ

とを営業としておる会社でございませぬ。信用取引を行いますために欠くことのできない機関になつておるわけでございます。証券金融会社の業務の内容を御説明いたしますために、現在やっております信用取引というものの仕組みと、それがどういふ作用をしておるかというのを最初に御説明いたしたいと思つております。現在証券取引所の取引は、いわゆる現物取引、実物取引でございまして、取引所のおもなる取引でありますところの普通取引と申しております。現物の受け渡しをして決済をするところの取引でございます。顧客は、売買取引成立後四日目の午前九時に証券業者のところへ買付代金なり売付株券を渡すということになつておりました。売買取引の約束だけを契約だけしておきまして、その契約の履行を繰り延べるといったような性質の取引は現在行われておらないわけでございます。かような現物取引は投資資本位の取引と申すことができるものだと考へるのでございますが、かような取引につきましては、やや取引が固まりますと、多少まとまつた買物なり売物なりが出ますと、出合いがつきにくい場合もある、また相場に騰落を生ずる場合もある、かようなこともございまして、証券取引所の機能といたしましては、証券がいつでも売り買いできるといふこと、それが正しい相場で売り買ひできるといふことが証券取引所の機能でございまして、かような見地から、取引の方法といたしまして信用取引というものが現に行われておるわけでございます。これは、現在受け渡したしますために必要と

する金銭なり株券が手元にありませんでも、現在の相場で売買をしたいと、こういう投資者に対しては、ある程度売買にこれに参加させる、そうして需要供給の出合いを円滑にし、相場の公正を図る、かような考えから、証券業者が受け渡したために必要とするところの金銭または株券を顧客に貸し付けまして取引を行なつておるのであります。証券業者は顧客に信用を供与して行つた取引であるという意味から、これを信用取引といふふうになつておるわけでございます。この取引の方法は、顧客が証券業者に、現在の規定でありますと三割の保証金を入れまして、金銭なり株券なりを借り入れまして、そして後日その借りた金銭なり株券を返済する、貸借の関係が決済されるわけでございますが、それに代えまして、初め行ひました取引と反対の取引は、反対売買とか対等売買とか申しておりますが、かような取引を行ひまして、前の取引に伴う債権債務と、のちの取引に伴う債権債務との相殺によりまして取引を決済することができるとなつておるわけでございます。かような信用取引が、現場取引の作用を補完いたしましたして、取引の機能を發揮する意図に大いに役立つておるのでございますが、この取引が円滑に行われしめるためには、証券業者が顧客に貸し付けるところの金銭なり株券なりを調達することが容易にできるといふことではなからいわけでございます。まして、自分の手元にありますところの金銭なり株券をもって貸し付けるところでございます。これはできないこととでございますので、第三者から調達するといふことが容易にできなくて

はならんわけでございます。このために金銭と株券とを調達しまして、証券業者に貸し付けることを専門に営業といたしております機関が証券金融会社でございます。その行なつております業務の特色といたしましては、証券会社個々にこの貸付をいたすのでありますけれども、貸付はすべて取引所を経由いたして貸付をいたしておるわけでありまして、売買取引の決済は、貸借取引と申します。証券金融会社の貸付の決済でございますが、これが取引所において総合して決済をされておるといふ仕組みになつておるわけでございます。お手元に、現在どういふ証券金融会社がありますかといふことにつきまして表をお配りしてあるわけでございますが、日本証券金融会社、これは東京にありまして、東京の取引所の会員に對して今の業務を行なつておるのであります。これを初めといたしまして、九つの会社が現在その営業をやつておるわけでございます。各取引所の所在地に一つずつの割合になつておるわけでございます。で、かように、現にこの表に書いてあります九つの会社が業務を営んでおるわけでございますが、この会社に関する特別の法律の規定というものは現在ありません。で、いわゆる貸金業者と同様に都道府県知事に届出をいたしまして、貸金業者としての営業をいたしておるに過ぎないわけでございます。ただいま申し上げましたような業務でありまして、証券金融会社の業務は、たゞいま申し上げましたような業務でありまして、信用取引の中心となります機関でございます。その会社の資金の調達能力がどうかといふこと、また業

務の運営方法がどうかいふふうに行われたいことが、証券取引所の証券市場に對しまして非常に大きな影響を持つておりました。あるいは信用取引を円滑にする、また、その行き過ぎが過当投機を助長するといふことも起る場合があります。証券市場に對する影響の大きいこと、すなわち単なる貸金業者とは全然性質の異なるた機関であるといふことでありますので、これに對しましてその業務が適正に行われますように監督規定を設ける必要があるといふふうに考へたわけでございます。資力、信用がありまして、かような業務を営むに適當とする能力のあります会社につきまして、これを免許いたしまして、適正な貸付方法によつてその業務を営ませることが必要であるといふ考へをもちまして、この免許制度を採用し、種々の監督に関する規定を設けた案を御提出した次第であります。次に証券金融会社に関する規定について御説明いたします。法律案の要綱の順序に従ひまして申し上げたいと思つております。

第一は、証券金融会社の業務に関する規定を設けておるわけでありまして、これは、「証券取引所の会員に對し、信用取引の決済に必要な金銭または有価証券を、当該証券取引所の決済機構を利用して貸し付けることを営業とする会社」といふふうにしております。この取引所の決済機構を利用して貸し付けることを営業とするといふ点において、一般の貸金業者とは區別をされるわけでございます。貸借に関する申し上げましたように、貸借に関する業務が取引所の決済機構を、これは普通、取引所の清算部と言つておりますが、取引所の売買契約を決済するための組織がございまして、その機構を通じて貸借の業務を営んでおるわけでございます。ただいま申し上げました総合した決済の機構になつておるわけでございます。かような業務を営む場合につきましての免許規定を設けたわけでございます。注といたしまして、既存のものにつきましては六カ月の猶予期間を置くといふふうに書きましたのは、現にこの業務を営んでおる会社が九社ございます。そこで、この法律公布後六カ月の間は、免許を受けませぬで、そのまま営業を続けることができることとしたしておるわけでございます。

第二に、証券金融会社は資本の額が五千万円以上の株式会社でなければならぬといふことといたしました。それは、証券金融会社の自己資本の額が相当程度の額を持つておることによりまして、外部資本の借り入れもできるわけでございます。その貸し付けをいたします資金調達の能力にも関係いたすわけでございますので、資本の額といふものを五千万円以上と定めたわけでございます。現在証券業者にありましては、取引所の会員は一千万円乃至三千万円の範囲において法律の規定に基いて定められておりますが、その会社に対しては金融業務を営みますところの証券金融会社は、少くとも五千万円程度は必要であるといふふうを考へたわけでございます。

第三に、証券金融会社は、証券取引所の会員に對し金銭または有価証券を貸し付ける業務以外の業務を行おうとするときは、大蔵大臣の承認を受けな

ければならないものとする事。これは証券金融会社が金銭または有価証券の貸し付け業務以外の業務を営む場合は、本業に対して差しわりのあるような業務を営むという事は困るわけでございますので、さような兼業を営みまする場合には大蔵大臣に一々承認を受けるという事にいたしました。本業の遂行に支障のないようにと考えて設けた規定でございます。

次に、証券金融会社は、次に掲げる行為をしようとするときは大蔵大臣の認可を受けなければならないものとする。その認可事項でございしますが、これは(イ)が「商号の変更」、(ロ)は「発行する株式の総数又は資本の額の変更」、(ハ)は「金銭又は有価証券の貸付の方法又は条件の決定又は変更」となっております。

(イ)の商号につきましては、これは証券金融会社としての業務内容に適合した商号でなくては行けませんので、さような意味で、その認可にかけているわけでございます。

(ロ)は、増資、減資につきましては認可でございます。

(ハ)は、これは貸付業務をやりまするやり方でございます。貸付方法といたしまして、ただいま申しました信用取引に伴いまする決済資金の貸付もいたしまして、また一般に取引所会員に對しまして金融もいたしますので、さような貸付の方法。それから条件の決定と申しますのは、貸付条件といたしまして、金銭でありませうときは、その融資の日歩は幾らにするか、あるいは担保の掛目はどういふふうにするか、あるいはどういふふうにきまるか、あるいは、それから株を貸しまする場合でありますと、品貸料であります

すが、これがどういふふうにきまるかといったようなことにつきましての大綱につきましては、これが業務会社として、業務方法書におきまして規定をいたすわけでございしますので、その決定につきまして認可が要する場合も同様でございます。またそれを變更する場合も同様でございます。

次は、「大蔵大臣は、有価証券市場における売買取引を公正ならしめるため又は有価証券の流通を円滑ならしめるために必要であると認めるときは、貸付の方法又は条件について変更を命ずることができるとする」と。これは市場の状況によりまして、取引の公正あるいは流通の円滑をはかるために、きめてありますところの貸付の方法または条件について変更を命ずることができるとする権限を監督上設けることとしておられるわけでございます。

次は役員構成でございますが、「証券金融会社の代表取締役は、証券業者の役員及び使用人以外の者でなければならぬ」と。その業務の中正な運営を図るため、その定款において、その取締役の総数のうちには占める証券業者の役員又は使用人である取締役の割合の制限に関する規定を設けなければならないものとする。これは、証券金融会社は、ただいま申しましたような、証券市場に非常に影響の大きな業務をいたしているわけでございます。証券業者の役員または使用人の地位にある者が代表取締役となることは、その業務の執行におきまして適当でない場合があるという事を考慮いたしまして、これは第三者の者が代表取締役になるという事といたしているわけでございます。

次は役員構成でございますが、「証券金融会社の代表取締役は、証券業者の役員及び使用人以外の者でなければならぬ」と。その業務の中正な運営を図るため、その定款において、その取締役の総数のうちには占める証券業者の役員又は使用人である取締役の割合の制限に関する規定を設けなければならないものとする。これは、証券金融会社は、ただいま申しましたような、証券市場に非常に影響の大きな業務をいたしているわけでございます。証券業者の役員または使用人の地位にある者が代表取締役となることは、その業務の執行におきまして適当でない場合があるという事を考慮いたしまして、これは第三者の者が代表取締役になるという事といたしているわけでございます。

次は役員構成でございますが、「証券金融会社の代表取締役は、証券業者の役員及び使用人以外の者でなければならぬ」と。その業務の中正な運営を図るため、その定款において、その取締役の総数のうちには占める証券業者の役員又は使用人である取締役の割合の制限に関する規定を設けなければならないものとする。これは、証券金融会社は、ただいま申しましたような、証券市場に非常に影響の大きな業務をいたしているわけでございます。証券業者の役員または使用人の地位にある者が代表取締役となることは、その業務の執行におきまして適当でない場合があるという事を考慮いたしまして、これは第三者の者が代表取締役になるという事といたしているわけでございます。

次に「大蔵大臣は、有価証券市場における売買取引を公正ならしめるため若しくは有価証券の流通を円滑ならしめるために必要であると認めるときは、証券金融会社に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券金融会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする」と。これはいわゆる資料の調査の権限及び検査の権限でございます。これは、監督規定が順守せられておりますかどうかが、分拵私によりまして販売する意味です。あるいは法律では、そのほかに、有価証券の代金を積立式に預かっておきまして、預かったあとで、またもつて、この株を売るといふような営業も規定いたしましたのであります。かような営業は往々投機的に流れまして、投資者のために

迷惑を及ぼすことが起りがちな営業でございます。現在の規定は、単にその営業の事業のやり方を承認するという形式をもつて法律が規定されておるのであります。かような事業の方法がいかか悪いかということでは、その事業を営むもの自身の信用、資力等によって、その事業を営むことにはふさわしいかどうかということに判断する必要があるわけでございます。営業を営むこと自身につきましても、これを承認するということに法律の規定を改めることといたしまして、案を作ったわけでございます。

迷惑を及ぼすことが起りがちな営業でございます。現在の規定は、単にその営業の事業のやり方を承認するという形式をもつて法律が規定されておるのであります。かような事業の方法がいかか悪いかということでは、その事業を営むもの自身の信用、資力等によって、その事業を営むことにはふさわしいかどうかということに判断する必要があるわけでございます。営業を営むこと自身につきましても、これを承認するということに法律の規定を改めることといたしまして、案を作ったわけでございます。

次に「大蔵大臣は、有価証券市場における売買取引を公正ならしめるため若しくは有価証券の流通を円滑ならしめるために必要であると認めるときは、証券金融会社に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券金融会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする」と。これはいわゆる資料の調査の権限及び検査の権限でございます。これは、監督規定が順守せられておりますかどうかが、分拵私によりまして販売する意味です。あるいは法律では、そのほかに、有価証券の代金を積立式に預かっておきまして、預かったあとで、またもつて、この株を売るといふような営業も規定いたしましたのであります。かような営業は往々投機的に流れまして、投資者のために

迷惑を及ぼすことが起りがちな営業でございます。現在の規定は、単にその営業の事業のやり方を承認するという形式をもつて法律が規定されておるのであります。かような事業の方法がいかか悪いかということでは、その事業を営むもの自身の信用、資力等によって、その事業を営むことにはふさわしいかどうかということに判断する必要があるわけでございます。営業を営むこと自身につきましても、これを承認するということに法律の規定を改めることといたしまして、案を作ったわけでございます。

迷惑を及ぼすことが起りがちな営業でございます。現在の規定は、単にその営業の事業のやり方を承認するという形式をもつて法律が規定されておるのであります。かような事業の方法がいかか悪いかということでは、その事業を営むもの自身の信用、資力等によって、その事業を営むことにはふさわしいかどうかということに判断する必要があるわけでございます。営業を営むこと自身につきましても、これを承認するということに法律の規定を改めることといたしまして、案を作ったわけでございます。

迷惑を及ぼすことが起りがちな営業でございます。現在の規定は、単にその営業の事業のやり方を承認するという形式をもつて法律が規定されておるのであります。かような事業の方法がいかか悪いかということでは、その事業を営むもの自身の信用、資力等によって、その事業を営むことにはふさわしいかどうかということに判断する必要があるわけでございます。営業を営むこと自身につきましても、これを承認するということに法律の規定を改めることといたしまして、案を作ったわけでございます。

迷惑を及ぼすことが起りがちな営業でございます。現在の規定は、単にその営業の事業のやり方を承認するという形式をもつて法律が規定されておるのであります。かような事業の方法がいかか悪いかということでは、その事業を営むもの自身の信用、資力等によって、その事業を営むことにはふさわしいかどうかということに判断する必要があるわけでございます。営業を営むこと自身につきましても、これを承認するということに法律の規定を改めることといたしまして、案を作ったわけでございます。

迷惑を及ぼすことが起りがちな営業でございます。現在の規定は、単にその営業の事業のやり方を承認するという形式をもつて法律が規定されておるのであります。かような事業の方法がいかか悪いかということでは、その事業を営むもの自身の信用、資力等によって、その事業を営むことにはふさわしいかどうかということに判断する必要があるわけでございます。営業を営むこと自身につきましても、これを承認するということに法律の規定を改めることといたしまして、案を作ったわけでございます。

迷惑を及ぼすことが起りがちな営業でございます。現在の規定は、単にその営業の事業のやり方を承認するという形式をもつて法律が規定されておるのであります。かような事業の方法がいかか悪いかということでは、その事業を営むもの自身の信用、資力等によって、その事業を営むことにはふさわしいかどうかということに判断する必要があるわけでございます。営業を営むこと自身につきましても、これを承認するということに法律の規定を改めることといたしまして、案を作ったわけでございます。

迷惑を及ぼすことが起りがちな営業でございます。現在の規定は、単にその営業の事業のやり方を承認するという形式をもつて法律が規定されておるのであります。かような事業の方法がいかか悪いかということでは、その事業を営むもの自身の信用、資力等によって、その事業を営むことにはふさわしいかどうかということに判断する必要があるわけでございます。営業を営むこと自身につきましても、これを承認するということに法律の規定を改めることといたしまして、案を作ったわけでございます。



に、その発行の際までに追加信託をいたしましたところの元本の累積いたしました額を記載せしめることとした方法によりましては、敏速に追加を設定をいたしましたし、売り出しをするという方式をとることがとりにくい場合が起るわけでございます。元来追加型投資信託はこれを時価をもって売買するものでございまして、いわゆる募集の方法というのではなくて、売り出しの方法でございまして、一べん設定いたしました、それを毎日の時価で売り出す、こういう方法をとっておるわけでございます。まして、売り出しが終れば、すぐ翌日からまた追加設定をして売り出すと、かような方法によりまして、売り出しをする型式の追加投資信託でございまして、かような形のものに對しまして、その発行の際までに追加信託をいたしました額を記載せしめるということにいたしますと、受益証券の発行につきまして、その間に相当の期間を置かざると、印刷その他の技術上の手間がかかりますので、できなくなるといふおそれがあるわけでございます。そこでその規定を改めまして、その発行の日の属する計算期間の期首における元本額を記載することと改正いたしましたわけでございます。これはその発行の日の属する計算期間でございまして、計算期間の期首の元本額を記載せしめることとしたのであります。かようにいたしましたので、その計算期間の間におきまして、受益証券の記載事項には関係なく、訂正することなく発行ができるわけでございます。現在の規定によりまして、受益者保護という面から参りますと、追

加信託した額の合計額が書かれてありまして、その間に解約等によりまして額の減少をしておる場合もありません、必ずしもその実体を現わすものではないのであります。また今回改めた方法によりまして、むしろその実際の残存額を記載せしめることとしたのでございまして、受益者保護の面から何ら欠けるといふものも存するわけでございます。設定を容易ならしめることが、これによってできることとなりますので、売り出し型をとるところの追加信託につきましては、当然かような方法をとるべきものではなからずと考へまして、改正の規定を設けたわけでございます。次は、同じく追加型投資信託の信託約款につきまして、約款の記載事項といたしまして、追加信託をすることが出来る元本の限度額、元本の追加信託についての公告に関する事項を記載せしめることといたしたのであります。これは現在も實際上指導によりまして規定を設けておるわけでございます。が、法律に根拠を置くことが適当と考へまして、法律の規定を設けたわけでございます。次は、追加信託の届出でございまして、追加型投資信託について元本の追加信託をしたときは遅滞なくその旨を届けるということに規定を設けたわけでございます。これも実際行政上は届を設けておるわけでございます。けれども、法律に根拠を基かす意味におきまして法律の規定を設けることとしたのであります。以上が追加型証券投資信託に関する規定の整備でございまして、あとは受益証券の所有者でありますところの受

益者が、会社の帳簿、書類の閲覧をいたします権利に關しまして、その権利の行使を、受益者自身の権利の擁護のためではなくて、他の不正な目的をもって、投資をする場合につきましては、これは会社として拒否することができ、しかしながらそれ以外の場合におきましては、そういうことを拒否することができないという規定を設けまして、商社の会社の株主に關する書類、帳簿の閲覧権と同様の性質の規定を、この際設けたわけでございます。以上が証券投資信託法の改正案の内容でございまして、以上説明を終ります。○委員長(青木一男君) たいま説明のありました証券関係の二法案について、質疑を行います。○木村八郎君 この証券金融会社に關するごういふうな今度改正案を出して来たについては、何か相当実害でもあったのですか。それでこの際ごういふ改正をしなければならぬことになつて来たという具体的な事情がありましたら、伺いたいと思つております。○説明員(小林鎮夫君) この証券金融会社が業務を営んで参りましたのは、二十六年からでございますが、その間におきます実績を見て参りますと、この会社の資力、信用が非常に弱体でございまして、資金の調達ができませぬために、通常の取引の需要にも応ずることができませんで、新しい融資の停止をする、あるいは既存の融資を一律に回収するといったようなことによりまして、相場の変動を来たさしためたとごういふことが相当多かつたのでございまして、特に信用取引の特定のある銘柄に關しまして過当な取引

を、取引所のある特定の会員、業者に行ひまして、非常な損失をこうむつたような例が、地方の証券金融会社にあつたわけでございます。その証券金融会社はそのため地元の金融機関の信用を失墜し、資金の調達が困難になつて参りましたし、またそれがために信用取引に對します金銭の貸付が非常に不円滑になつたという例もございまして、また他の地方の一証券金融会社では、商品の仲買人をいたしておりまして、商品の損失となりまして、たために、これが損失となりまして、その機能をほとんど失つたに近しいような例もございまして、かような例は二つとも特殊な例でございまして、一般にこの信用取引の執行に對しまして、非常に悪い影響を与えたという例も、各地に見られるように思つております。○木村八郎君 そういふ事例はいろいろあつたと思つては、何か資料みたいにして出していただきたいと思つて、今ここで一々名前を聞くのもどうかと思つて、資料を一つ。○説明員(小林鎮夫君) たいまのお話、了承いたしました。○木村八郎君 それから看板貸しですね。看板貸しを今度禁ずるといふ、これで相当やはり、最近私、よく知らないのですけれども、相当今やつていふところもあるんじゃないのですか。○説明員(小林鎮夫君) 地方に参りますと、出張所といった名前前で營業をいたしておりますものが、私どもの検査の結果往々にして見受けられるのでございまして、これに對しましては、

現在の規定でも当然この証券取引会社の出張所といふことで營業を営んでおります以上、本社がその營業に關して責任を持つことは当然でございまして、商法の規定にもある通りでございまして、すべて当然本社に責任をとらせて、その營業をさしているわけでございます。が、たまたまこの出張所等に事故がございました場合は、實際問題として本社の支払い能力等をこえたようなことがもし起りますという、實際問題として責任がとれないという結果も起るわけでございます。現在のままではむしろ規定に不備があるんじゃないかと考へておるのでございまして、もつともその業者自身といたしましては、現に営んでおるもの自身といたしましては、当然これは証券業者の出張所長として、証券業者の使用人としてその会社の業務を営んでおるのだといふ工合に言ひつけてございまして、さような場合が見受けられるものでございまして、現在は指導によりまして、さういふ出張所を閉鎖するように指導はしておるわけでございます。○木村八郎君 これはちよつと前のことですがね。沼津に沼津証券でございまして、あそこはつぶれたのですかね。さういふ問題があつたようですがね。あそこなんかはよその証券会社の何かさういふ看板名義でやつていた、さういふ例、ちよつとないですか、これは御存じないですか。○説明員(小林鎮夫君) ちよつと今私具体的にごういふことで御説明できませんので、また後刻、ちよつと今記憶いたしておりますので、また調べまして……。

○木村八郎君 投資信託について最近の状況をちょっと伺っておきたいのです。相当これは問題があるようですが、一時この投資信託が非常に盛んで相当利益もあつたようで、ずいぶん利用されたようです。しかしその後株が下つて元本も相当下つて損失を与えているような例も出てきておるのです。それから何と云うのですか、契約期間の延期ですか、延期なんかもやつてないでいる。そして募集しても最近ではああいう、前にいるような、保全経済会ですか、ああいうような問題も起つて、なかなか予定額に達しないような例もあるように聞いておりますが、投資信託の今後については相当問題があると思つておるのです。今までは相当まあ利用されて何でもなかつたのですけれども、一度つづくと、ここにデフレ、不景気になつて、株なんか暴落した場合に相当な被害を与えると思つておるのです。従つて最近の事情をちょっと伺つておきたいのですが。

○説明員(小林鎮夫君) 投資信託は二十六年の六月に発足いたしました。それから、証券市場の状況が当時非常にまあよかつたものでありますから、急速に伸びまして、設定額が累増したわけでございますが、その後証券市場の状況の変化に伴ひまして、最近是非常にこの額も減少、設定額も減少しておる状況でございます。お話のございましたように、市況の非常に高騰しておりました時期に設定をみておりました投資信託につきましては、現に相当のわゆる額が五千円でございます。最近の状況を申し上げますと、昨年

は月平均二十億円の設定をいたしておりました。本年に入りましてからは月十四億円程度に減少しておるわけでございます。これは証券市場の全体の規模が縮小して参つておるわけでございます。その反映でございますが、かような程度の募集は現在別に無理をしておるといふわけではないのでございまして、その以前におきましては、二十八年、その前年でございますが、月平均これは五十億程度募集したことがございます。現在程度の募集額といふものは別に無理な募集をしておるわけではございませんので、設定額はいつもこれは満額となつておりまして、この設定について別にこれを粉飾をいたしまして、満額を装つておるといふことは現在はないといふふうに考へております。

最近の状況を申し上げますと、昨年より延びまして、延長いたしました。運用をやりまして、延長いたしました。当時よりもだいたい内容がよくなつておるものが相当出ておるわけでございます。全体といたしましては、ごく市場の好況期に設定をいたしましたものにつきまして、内容が額面を低下するといふことを見ておるわけでございます。が、昨年のごとき市況におきまして設定をみましたものは、もう大体において相当の額を維持してございまして、別に問題なく運用をいたしておるというところに私も見ております。それから市場の状況に於いては、市場の状況によく見合つたところの運用をしてゆくといふことが一番必要でございます。その点につきましては私どもも十分委託会社に対していろいろ注意をしておるような次第でございます。大体さうなところでございます。

○木村八郎君 まあ大体支障なく運用されておると言われましたので、その投資信託を利用する人、受益者の利益を保護するためには、今はそれほどでなくならぬのですが、一時は相当危機に直面したことはもう御存じの通りだと思つておるのです。あの暴落した当時、それで二十八年以後の今の御説明でも月五十億くらい募集したんでところどころ買つた人は相当高いところまでついでいるわけですね。あんなかなか市況が回復しない。そのために損失を受けおる人が相当あるわけですね。これは保全経済会といふような問題も起きたのであります。か、好況期で利用者があれば幾らでもどんどん額を設定して、それうしてあんなに反動期にきて非常に大きい損害を与えるようなことになるかとね。

これは今大きい会社がやっているからすぐそうならんのですけれども、実際には保全経済会の運用と似ておる面もあるのですから、こういう点はよほど過去の経験にかんがみて、今後相当検討する余地があるのではないですか、特に株は騰落がはなはだしいですから、一時は非常に危機があつたのですよ。そして高いつきに募集した相当多額の投資信託の解約期が殺倒しているでしよう。解約期がきている解約債選期ですか、それを延期しなければならぬから延期をしているわけですが、それによつて一応多少事業も一時ほど悪くないので、やや小康を得たような形ですけれども、一時はそれはもうどうなるかと、識者の間ではこれは第二の保全経済会が投資信託の方に形を変えてくるのではないかとさう言われたのです。そういう点は今後十分大蔵省あたりでは参考にして、今まで一時大変だつたといふことをよく頭に入れて、監督なり指導をしていかなければいけないのじゃないでしょうか。

○木村八郎君 その今後の情勢もまだ問題に思つておるのですが、私はまた相当インフレになつたような場合、過去において、もうほとんど問題にならないほどわすかなものに切り下げられてしまつておるのです。そういう投資信託は経験があるのですよ。今後三十一年、二年、われわれの見通しによれば、防衛費は相当多くなつてくるし、それから公債の問題もすでに起つておるし、三十年度でもその萌芽が出てきておるのです。どうしても私は一人によつて見解は違つてしまつたが、デフレ的な情勢は三十年度で最後です。もうすでに公債発行みたいな形のものが出てきて、三十一年、二年から私はインフレ的な方向に向かうと思つておる。そういうようなときにまたかつてのような、あれほど激しい変化が起るとは思いませんが、やはりまたさういふ弊害が出てくるというのですよ。過去に投資信託といふものは非常に弊害を受けた歴史を持つておるのです。そういうようなこともよく頭に入れて、現在どうやら支障なく落ちついておるからいいというのではな

○説明員(小林鎮夫君) お話の趣旨はよくわかつております。ただ保全経済会のおあひう崩壊の事態があつたわけでございますが、保全経済会とは非常にこれは仕組みなりやり方が違つておる。これは別に御説明するまでもなく、御承知であると思つておる。違つておる。信託契約によつて信託会社が現に金銭なり株券を保管しておるのでございます。委託会社と言つておるの、これは証券会社は運用指図をする、こういう形のものでございまして、自分で財産を自由にしようとするといふこと

○木村八郎君 その今後の情勢もまだ問題に思つておるのですが、私はまた相当インフレになつたような場合、過去において、もうほとんど問題にならないほどわすかなものに切り下げられてしまつておるのです。そういう投資信託は経験があるのですよ。今後三十一年、二年、われわれの見通しによれば、防衛費は相当多くなつてくるし、それから公債の問題もすでに起つておるし、三十年度でもその萌芽が出てきておるのです。どうしても私は一人によつて見解は違つてしまつたが、デフレ的な情勢は三十年度で最後です。もうすでに公債発行みたいな形のものが出てきて、三十一年、二年から私はインフレ的な方向に向かうと思つておる。そういうようなときにまたかつてのような、あれほど激しい変化が起るとは思いませんが、やはりまたさういふ弊害が出てくるというのですよ。過去に投資信託といふものは非常に弊害を受けた歴史を持つておるのです。そういうようなこともよく頭に入れて、現在どうやら支障なく落ちついておるからいいというのではな

○説明員(小林鎮夫君) お話の趣旨はよくわかつております。ただ保全経済会のおあひう崩壊の事態があつたわけでございますが、保全経済会とは非常にこれは仕組みなりやり方が違つておる。これは別に御説明するまでもなく、御承知であると思つておる。違つておる。信託契約によつて信託会社が現に金銭なり株券を保管しておるのでございます。委託会社と言つておるの、これは証券会社は運用指図をする、こういう形のものでございまして、自分で財産を自由にしようとするといふこと

く、投資信託は特に保全経済と違つて、言いますけれども、しかし前の経験から言うと、それとほとんど同じようなことになってインフレになった、このようにあるのですよ。結果において、受益者が投資したものが元本が少なくなつて損をするという、結果においてではです。ですからそういう実害の方から見て、投資信託はいろいろ問題があるので、今よきそうちにみえても、株式ですから投資対象は、そういう点においてよほど考慮しなければならぬ、こういう意味です。

○岡三郎君 それについて関連でちょっと聞きたい。今の償還の繰り延べで証券市場における問題は、今年また繰り延べるのか延べないのかという問題が一つ大きくあると思う。まあ、市況が回復された、こう言っておりますが、この見通しというのは、課長に今返事を求めないかと思つて、大体どうなんでしょうか。二年以内で償還繰り延べができるということになつておつても、投資した人はやはり元本を保証されて早く返してもらいたいというところは、証券業者自体も悪い価格で返したら信用問題になるから、その点は非常に慎重に考へて思つておられるか、今年返される見通しですかどうですか。

は二年間の猶予、延期ができることとなつておられますので、もしも証券市場の状況がそのときにおいてもやはり非常に悪くて、これをそのまま返すことが投資者のためにならないというところでありましたならば、やはりそういうことが、延長することができ得るように約款上はできているということではございまして、ただいまのところ実は私どもとしてもその予測がちょっとつきかねるような状態になつておるのではありません。

ただいまのお話にございました元本の点でございしますが、これは投資信託は元来株式に投資するものでございするので、元本保証はいたしてございせん。当然自分で株を持つておれば株が下れば下ると同じように共同で投資をするという性質のものでございすから、株式投資の性質上元本保証というものはできない性質のものでございすから、貸付信託と異なりまして元本保証は全然いたしておられないわけでございます。でございますから、まあただ制度だけの問題として考えますれば、期限がくればその実際の正味財産の価値で償還するというのも差しかえないわけでございますけれども、実際問題といたしまして、市場の悪い際にさような償還をいたしまして、株式処分をさうして換金をいたしまして、金にして返すわけでございますが、換金の際に不利をこうむるわけでございますので、これを延期する方を希望するということも出てくるわけでございます。そこで現在やつておられます方法も、これも別に強制的に受益者に延期をさしているわけではないのでござい

まして、その延期の方法と申しますのは、受益者の意思を問ひまして、受益者において延期を希望する者が多い場合にはこれを延長する、延長希望者が少く、仮に少くて、残った人だけでは信託元本として運用する単位に足りないという場合には、これは償還をするというようにしております。また延長希望が多くありまして、現実にはその中には延長を欲しない、直ちに返してほしいという人があるわけでありまして、そういうような人に対しては、一般に償還と同じ方法をとりまして、一般の解約でございまして、解約の手数料等の料金が低いのでありますけれども、償還を受けたのと同じ方法を返すという計算をいたしましてお返しを返すというようにいたしておられます。か

ら、実際上は本人の、受益者の意思次第で延長を欲する場合には延長と同じような形において償還を受けた。こういうような受益者の選択に従ひましたような方法をとつておられるわけでございます。単に機械的に、そのまま意思を聞かずに延長しているというのではございせんので、今回もしもそういうようなことが仮にありまして、やはり同じような方法がとられると思つてございまして、現在ではまあ若干の期間がございまして、ちょっと今のところ予測がつかかねるような状態になつております。

も、これは今まだ過程にあるけれども、これがずっと設定回数かふえていって、償還事情が非常に波乱をきかめるといふ過程になるというところ、結論としてはやはり証券会社自身が利益を中心として考へて行くように、そういうふうな点から考へて、まあ当初設定したものが倍額以上の元本になつて、元本に利益が付されて返つて来て、それが二、三回繰り返されたところ、額面を割つて、それがまあ今のところ、じりじり元へ返つて来るかどうか、しかし今なかなか苦しい状態にある。そこでインフレになつて来たら、これは返せるといふことになるかも知

ら、これは返せるといふことになるかも知らんけれども、結局証券民主化という運動で、実は投資信託ではないけれども、投資者は非常に痛手をこうむつた歴史があるわけですから、戦後においてもそういうふうな点で、まあ株に対する投資というものに対しては、一時は非常に大衆が動出して、買ひあはれたようなことがあるけれども、結論は大衆が損した。そういうふうな投資がなつていくということになつたら、それはやはり社会問題化するのじゃないかというところも考へられる。それで定款とかその他の問題について、何も法律的に云々する問題ではないけれども、実際にそれが償還されていくときに、それが証券業者の利益を中心して運営を図るということに、私は当然そうなるのじゃないかという心配があるわけですから、そういう点で元本の設定のときにやはりこれは大蔵省の方自体としても証券業者自体としても多

いっただ点についてある程度まで監視し、指導して行かなければ、これは健全投資にはなり得ない心配があるのじゃないかというふうには私は考へておるわけですから、それで一般の人がだんだん出動が少くなつて、当然設定額が少くなるということになつて来ておると思つたのですが、そういう点で証券課として投資に対する償還の問題とか、そういう問題に対して、こういうふうな約束だからこうだということではな

くて、やはり投資した人がある程度まで擁護するような指導というものを、私はここで要望しておきたいと思つております。

○説明員(小林鎮夫君) 投資信託はお話のような大衆の零細な投資を集めている面も相当多いわけではございまして、まあ運用といたしましては、相当慎重にこれはやらなければならぬというところでございまして、まあ私どもも、設定は約款におきまして承認事項になつております。運用につきましても、法律なり約款なりの規定に従つて運用しているかどうかということにつきましては、十分注意を払つておるわけでございますが、まあ株式の運用そのものにつきましても、これは当然私どもも関与する面ではございせんから、株式の個々の運用についてはタツチはもちろんなる性質のものではございせんし、してございせんが、その大きなルールといたしまして守らな



をいたしておるわけでございます。自分の利益のために運用する、あるいは償還の際に利益をはかるという事は、現在においてほさような事態はないというふうに考へておるわけでございますが、今後十分注意して監督したいと思います。

○木村八郎君 資料です、御提出願いたいのですね。この投資信託の状況を判断するのに、きたら各社別に今の契約高、現在の。それから解約状況、それから償還期限ですね、いつごろにどのくらいかということをお願いしたいと思つておる。

それからもう一つ、私はこの間の株式暴落の経験からいって、それであれは一時あんなに高いのをお客さんにつかました、まあお客さんの方から、これはことに今お話のように大衆が非常に買ったんですね。その後株式が下つて、いまだにまだ高いところで買った人は額面を割つておるわけですね。そこでは経験から考へて私は投資信託については再検討を一切しなければならぬ時期で、もし投資信託法の一部改正案を出すならば、そういう経験にかんがみて、何かもつと投資者を擁護するような改正案が出てくると思つておるのです。ところがこの改正案を見ますと、非常にちよつと技術的にとまつておると思つておる。これはやつぱり問題はあると思つておる。こういう一時は非常に盛んだつたからいいように見えたのだけれども、山本米治さんなんか提案されたときに、私は前の経験から考へてみると危険があると思つておる。

○説明員(小林鎮夫君) 資料につきましては御趣意に沿つた資料を提出いたしたいと思つておる。ただいまの御意見

同つておきます。○委員長(青木一男君) 暫時休憩いたします。午後零時二十一分休憩

六月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。一、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

同つておきます。○委員長(青木一男君) 暫時休憩いたします。午後零時二十一分休憩

六月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。一、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

一、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

一、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

一、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

一、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有の機械及び器具の価額は、時価からその三割を減額した額とする。第九條の二第二項を削り、同条を第九條の三とし、同条の次に次の二條を加える。

第九條の四 普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第二十七條第一項の規定による場合の外、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。但し、交換に係る財産の価額の差額がその価額の多いものの四分の一をこえるときは、この限りでない。

第九條の五 国有財産法第二十七條第二項及び第三項の規定は、前二條の規定による交換について準用する。この場合において、同法第二十七條第三項中「第一項の規定により堅固な建物を」とあるのは、「国有財産特別措置法第九條の三又は第九條の四の規定により」と読み替へるものとする。

第九條の六 旧軍用財産のうち機械及び器具は、左の各号の一に該当するもの及び国以外の者に使用させているものを除き、くず化するものとする。

一 国において直接その用に供する必要があるもの

二 特殊な機械(これに附属する機械及び器具を含む)又は集団をなす多数の機械及び器具であつて、土地、建物及び工作物等

とともに一括して施設として利用することに適するもの

三 第九條第一項の交換に充てるもの

四 現に国内で製造されるものに照らし、性能の差異が少いもの

前項の場合において、同項第二号から第四号までの一に該当するかどうかの判定が困難なときは、機械及び器具に関して学識経験を有する者の意見を徴するものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

六月三日日本委員会に左の案件を付託された

三項中「前二項」を「前項」に、「前項」を「同項」に改める。

第三十五条中「登録申請者の営業用純資本額が前条第一項に規定する金額に満たない場合、又は」を削り、「同条第二項」を「前条第一項」に改める。

第四十条第一項中「証券業者の営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下ることとなつたとき、又は」を削り、「同条第二項」を「第三十四条第一項」に改め、「同条第二項及び第三項中「第三十四条」の下に「第一項」を加える。

第四十一条第三項中「本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局」を「本店のものよりの供託所」に改める。

第四十三条中「同一の商号により」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二 証券業者は、自己の名義をもつて、他人に証券を営ませてはならない。

第四十九条第一項中「売買その他の取引」の下に「以下信用取引といふ。」を加える。

第五十一条第一項中「その他の者の有価証券と混同して」を削り、「書面」を「大蔵省令で定める事項を記載した書面」に改める。

第五十四条第一項第五号の二を削り、同項第六号中「第三十四条第二項」を「第三十四条第一項」に改める。

第六十六条を次のように改める。  
第六十六条 割賦販売の方法により有価証券を売り付け、又は顧客からあらかじめ金銭を預り、若しくは借り受け、当該金銭を対価とし

て有価証券を売り付けることを営業としようとする者は、政令の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第九十一条第五項中「第三十四条第三項及び第四項」を「第三十四条第二項及び第三項」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。  
第五十六条の二 証券金融会社

は、資本の額が五千万円以上の株式会社でなければならない。

第五十六条の三 証券取引所の会員に対し、信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、当該証券取引所の決済機構を利用して貸し付ける業務を営もうとする者は、大蔵大臣の免許を受けなければならない。

前項の免許を受けようとする株式会社は、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 商号及び資本の額
- 二 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所
- 三 役員の名

前項の申請書には、定款、業務の種類及び方法を記載した書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第五十六条の四 大蔵大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するもの

であるかどうかを審査しなければならない。

大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号の一に該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

- 一 申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。
- 二 申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。
- 三 申請者が第五十六条の十二の規定により免許を取り消され、又は第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 申請者がその役員のうちに次のイからハまでの一に該当する者のある会社であるとき。

- イ 第三十一条第一項第九号イからホまでに掲げる者
- ロ 証券金融会社が第五十六条の十二の規定により免許を取り消された場合において、その取消の日以前三十日以内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの
- ハ 第三十三条又は第五十六条の十第二項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処

分のあつた日から五年を経過するまでのもの。

五 申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第五十六条の五 第八十四条及び第八十五条の規定は、証券金融会社の免許について準用する。この場合において、第八十五条中「第八十三条第二項各号の一」とあるのは、「第五十六条の四第二項各号の一」と読み替へるものとする。

第五十六条の六 証券金融会社は、証券取引所の会員に対する金銭又は有価証券の貸付に関する業務以外の業務を営もうとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

大蔵大臣は、前項の承認を受けようとする証券金融会社がある場合において、当該証券金融会社がその承認を受けようとする業務を兼ねて営むことが証券取引所の会員に対する金銭又は有価証券の貸付に関する業務の遂行をさまたげるものであると認めるときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、同項の承認を与えないことができる。

第五十六条の七 証券金融会社は、次に掲げる行為をしようとする場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

- 一 商号の変更
- 二 発行する株式の総数又は資本の額の変更
- 三 金銭又は有価証券の貸付の方

法又は条件の決定又は変更

四 第五十六条の九の規定による定款の変更

第五十六条の八 大蔵大臣は、証券金融会社の金銭又は有価証券の貸付の方法又は条件にかんがみて適正を欠くに至つたと認められる場合又は有価証券市場に健全な取引の傾向がある場合において、有価証券市場における売買取式を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために特に必要があると認めるときは、証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、その変更を命ずることができる。

第五十六条の九 証券金融会社の代表取締役は、証券業者の役員及び使用人以外の者でなければならない。

証券金融会社は、その業務の中正な運営を図るため、その定款において、その取締役の総数のうち占める証券業者の役員又は使用人である取締役の割合の制限に関する定を設けなければならない。

第五十六条の十 第五十六条の四第二項第四号イからハまでの一に該当する者は、証券金融会社の役員となることができない。証券金融会社の役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

大蔵大臣は、不正の手段により証券金融会社の役員となつたものがあることを発見したとき、又は証券金融会社若しくはその役員がこの法律若しくはこの法律に基く

命令若しくはこれらに基く処分は違反したときは、その役員に通知して当該職員に審問を行わせた後、当該証券金融会社に対し、理由を示し、その役員に解任を命ずることができぬ。

第百五十六條の十一 第百六條の規程は、証券金融会社の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について準用する。

第百五十六條の十二 大蔵大臣は、証券金融会社が、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分違反したときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、その免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができぬ。

第百五十六條の十三 大蔵大臣は、有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために必要であると認めるときは、証券金融会社に対し、その業務若しくは財産に關し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にその業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第百五十六條の十四 証券金融会社の業務の廃止又は解散の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第百八十五條第一項中「第百五十四條、」の下に「第百五十六條の十三、」を加える。

第百九十七條第三号を同條第四号

第五節 大蔵委員会會議録第十三号

とし、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 第百五十六條の第三第一項の規定による免許を受けないで同項に規定する業務を営んだ者

第百九十九條各号列記以外の部分中「又は証券取引所」を、「証券取引所又は証券金融会社」に改め、同條第四号中「又は禁止」を、「若しくは禁止又は第百五十六條の十二の規定による停止」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 第百五十六條の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

第百八十二條中「又は第百五十六條の三」に改め、同條第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 第百四十三條の二の規定に違反して他人に証券業を営ませたる者

第百三十三條第一項中「又は職員」を「若しくは職員又は証券金融会社の役員若しくは職員」に改める。

第百四十四條中「第百六條」の下に「第百五十六條の十一」において準用する場合を含む。を加える。

第百五十五條第十五号中「第百五十四條、」の下に「第百五十六條の十三、」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九 第百五十六條の七の規定による認可を受けないで同條各号に掲げる行為をしたとき

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の証券取引法（以下「旧法」という。）第四十一条第三項の規定により証券業者の本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局のうちもよりの供託所に該当しないものに供託した営業保証金については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に証券業者が顧客から預託を受けた有価証券又はその計算において自己が占有する有価証券で担保に供し、又は他人に貸し付けているものがあるときは、当該有価証券については、改正後の証券取引法（以下「新法」という。）第五十一条第一項の規定を適用せず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法第六十六条に定める制限の範囲内において同條に規定する営業をしていける者は、新法第六十六条の規定による大蔵大臣の承認を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に新法第百五十六條の三第一項に規定する業務を営んでいる者については、この法律の施行の日から六月以内は、同項の規定は、適用しない。その者がその期間内に当該業務の免許を申請した場合において、その申請について免許を受ける旨又は免許をしない旨の通知を受けたまでの間も、また同様とする。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「銀行」の下に「及び証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十三項に規定する証券金融会社」を加える。

8 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十條第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 証券金融会社を免許し、これを監督すること。

証券投資信託法の一部を改正する法律案

証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第七項中「証券投資信託」の下に「（以下「追加型証券投資信託」という。）」を加え、同項第二号中「その発行の際までに追加信託をした」を「その発行の日の属する計算期間（第十二條第一項に規定する信託約款において定める計算期間をいう。）の期首における」に改める。

第十二條第二項の次に次の一項を加える。

3 追加型証券投資信託の信託約款においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

元本の限度額に関する事項

二 元本の追加信託についての公告に関する事項

第十五條の次に次の一条を加える。

（追加信託の届出）

第十五條の二 委託会社は、追加型証券投資信託について元本の追加信託をしたときは、遅滞なくその旨を書面で大蔵大臣に届け出なければならない。

第二十條第三項の次に次の一項を加える。

4 委託会社は、前項の請求があつた場合においては、その請求をした者が自己の権利の確保若しくは行使に關する調査を目的とし、又は委託会社の業務の運営若しくは受益者共同の利益を害することを目的としてその請求をしたと認められる相当の理由がある場合を除くほか、その請求を拒むことができない。

第三十四條第一号中「第十條第一項」を「第九條第一項」に改める。

第三十五條中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同條に第一号として次の一号を加える。

一 第十五條の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 元本の追加信託をすることができる証券投資信託の受益証券でこの法律の施行の日前に発行されたものの記載事項については、なお

従前の例による。

3 改正後の証券投資信託法第十二条第三項の規定は、元本の追加信託をすることができ、証券投資信託に係る信託約款でこの法律の施行前に改正前の証券投資信託法第十二条第一項に規定する承認を受けたものについては、適用しない。

六月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、揮発油税引上げ反対に関する請願(第五四八号)(第五七五号)(第五八六号)(第五八七号)(第五八八号)

一、電気トースターの物品税撤廃に関する請願(第五五五号)

一、大型真空掃除機の免税点に関する請願(第五九二号)

一、銅器の物品税軽減に関する請願(第五九三号)

一、物品税撤廃に関する請願(第五九三号)

一、岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(第六二二号)

一、岩手県に国立たばこ試験場設置の請願(第六二四号)

第五四八号 昭和三十年五月二十五日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 岐阜市金宝町一ノ一三 第一合同運輸株式会社

代表取締役 高橋理三郎

紹介議員 小酒井義男君

政府は昭和三十年度予算編成に当り、

所得税等を三百億円減税し、その穴埋として酒、砂糖の消費税とともに揮発油税率三割の大幅な増徴を実施する模様であるが、揮発油は価格の七十パーセントという他に類例をみない重税を課せられている現在、また増税が断行されるに至つては、デフレ経済と産業貿易不振の深刻な影響を被つて、トラック運送事業の経営は不可能になることは明らかであるから、揮発油税の引上げには絶対反対であるとの請願。

第五七五号 昭和三十年五月二十六日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 静岡市東町六六静岡運輸株式会社取締役社長 小倉康臣外一名

紹介議員 森田 豊壽君

この請願の趣旨は、第五四八号と同じである。

第五八六号 昭和三十年五月二十六日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 神戸市生田区上橋通一ノ一ノ一兵庫県貨物自動車協会内 森崎了三外四百三十七名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第五四八号と同じである。

第五八七号 昭和三十年五月二十六日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 神戸市兵庫区川崎町一 二大洋自動車運送株式会社取締役社長 糸井

吉五郎外三百九十三名 紹介議員 河合 義一君

この請願の趣旨は、第五四八号と同じである。

第五八八号 昭和三十年五月二十六日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 山形市旅籠町商工会議所内山形県自動車協会内 鈴木吉助

紹介議員 海野 三朗君

この請願の趣旨は、第五四八号と同じである。

第五五五号 昭和三十年五月二十六日受理

電気トースターの物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町一ノ三日本電気工業会内 高杉晋一

紹介議員 高橋 衛君

家庭電気機器は、他の家庭用品に比して高価であるため、ぜい沢品視されているが、家庭電気機器の普及は、家庭生活の改善に最も合理的である。特に電気トースターは、食糧政策及び保健衛生上、国民の日常生活において必需品であると断定できるのに、昭和二十六年一月以来、用途上の意義が根本的に異なる首飾り、どんちよう、じゆうたん等と同率の二割の物品税が課せられているのは不合理であるから、電気トースターの物品税を撤廃せられたとの請願。

第五五六号 昭和三十年五月二十六日受理

大型真空掃除機の免税点に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町一ノ三日本電気工業会内 高杉晋一

紹介議員 高橋 衛君

大型真空掃除機は、すでに物品税の免税措置がとられているとはいへ免税点の設定が高いため、実業務用に使用されながらその恩恵に浴することがない現状であり、更に本機は、(一)精密な通信機器等の保守上の清掃、(二)環境衛生上の車両及び公衆集会場等の清掃、(三)破損を招き易い博物館等の標本展示品の清掃、(四)大型電気吸じん装置等の設置不可能な中小企業の各種精密機械組立工場等における清掃と製品の品質向上等に必要欠くことのできないものであるから、本機の物品税の免税点を入力六百ワットまで引き下げられたとの請願。

第五八九号 昭和三十年五月二十六日受理

建築板金業の所得税軽減等に関する請願

請願者 東京都港区芝赤羽町四 全国板金工業会内 米内 一郎

紹介議員 小笠原三三男君

大型真空掃除機の免税点に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町一ノ三日本電気工業会内 高杉晋一

紹介議員 高橋 衛君

大型真空掃除機は、すでに物品税の免税措置がとられているとはいへ免税点の設定が高いため、実業務用に使用されながらその恩恵に浴することがない現状であり、更に本機は、(一)精密な通信機器等の保守上の清掃、(二)環境衛生上の車両及び公衆集会場等の清掃、(三)破損を招き易い博物館等の標本展示品の清掃、(四)大型電気吸じん装置等の設置不可能な中小企業の各種精密機械組立工場等における清掃と製品の品質向上等に必要欠くことのできないものであるから、本機の物品税の免税点を入力六百ワットまで引き下げられたとの請願。

第五九二号 昭和三十年五月二十六日受理

銅器の物品税軽減に関する請願

請願者 富山県高岡市塩倉町 山本勝太郎外三名

紹介議員 小林 政夫君

銅器に対する物品税率は過重であるため、商品価格が高となり、加えて昨今の深刻なデフレの影響により需要は激減の一途をたどっている關係上、本業界は不況にあえいでいるが、もしこのまま放置すれば富山県高岡市の銅器業は崩壊し、三百有余年の歴史と伝統を有する技術の保有も不可能となり、他面輸出銅器産業の前途にも重大なる悪影響を及ぼすことになるから、銅器に対する物品税率の引下げ並びに免税点の引上げの措置を講ぜられたとの請願。

第五九三号 昭和三十年五月二十六日受理

物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区西八丁堀 二ノ七全国物品税撤廃期成同盟内 豊田雅孝 外十六名

紹介議員 小林 政夫君

現行の物品税法は、昭和十二年に生産制限、消費規正、ぜい沢抑制等を意図して制定されたもので当時の社会状況とはなはだしく相違している今日においてははきわめて不公平かつ実情に即さない課税となつており、従つてデフレ下において深刻な資金難と経営難に当面している零細な製造業者は本税の転嫁困難、回収不能等のため倒産寸前の状態にあるから、物品税をすみやかに撤廃せられたとの請願。

第五九三号 昭和三十年五月二十六日受理

物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区西八丁堀 二ノ七全国物品税撤廃期成同盟内 豊田雅孝 外十六名

紹介議員 小林 政夫君

現行の物品税法は、昭和十二年に生産制限、消費規正、ぜい沢抑制等を意図して制定されたもので当時の社会状況とはなはだしく相違している今日においてははきわめて不公平かつ実情に即さない課税となつており、従つてデフレ下において深刻な資金難と経営難に当面している零細な製造業者は本税の転嫁困難、回収不能等のため倒産寸前の状態にあるから、物品税をすみやかに撤廃せられたとの請願。

第五九三号 昭和三十年五月二十六日受理

物品税撤廃に関する請願

第五九三号 昭和三十年五月二十六日受理

物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区西八丁堀 二ノ七全国物品税撤廃期成同盟内 豊田雅孝 外十六名

紹介議員 小林 政夫君

現行の物品税法は、昭和十二年に生産制限、消費規正、ぜい沢抑制等を意図して制定されたもので当時の社会状況とはなはだしく相違している今日においてははきわめて不公平かつ実情に即さない課税となつており、従つてデフレ下において深刻な資金難と経営難に当面している零細な製造業者は本税の転嫁困難、回収不能等のため倒産寸前の状態にあるから、物品税をすみやかに撤廃せられたとの請願。

第五九三号 昭和三十年五月二十六日受理

物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区西八丁堀 二ノ七全国物品税撤廃期成同盟内 豊田雅孝 外十六名

紹介議員 小林 政夫君

現行の物品税法は、昭和十二年に生産制限、消費規正、ぜい沢抑制等を意図して制定されたもので当時の社会状況とはなはだしく相違している今日においてははきわめて不公平かつ実情に即さない課税となつており、従つてデフレ下において深刻な資金難と経営難に当面している零細な製造業者は本税の転嫁困難、回収不能等のため倒産寸前の状態にあるから、物品税をすみやかに撤廃せられたとの請願。

第五九三号 昭和三十年五月二十六日受理

物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区西八丁堀 二ノ七全国物品税撤廃期成同盟内 豊田雅孝 外十六名

紹介議員 小林 政夫君

現行の物品税法は、昭和十二年に生産制限、消費規正、ぜい沢抑制等を意図して制定されたもので当時の社会状況とはなはだしく相違している今日においてははきわめて不公平かつ実情に即さない課税となつており、従つてデフレ下において深刻な資金難と経営難に当面している零細な製造業者は本税の転嫁困難、回収不能等のため倒産寸前の状態にあるから、物品税をすみやかに撤廃せられたとの請願。

第五九三号 昭和三十年五月二十六日受理

物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区西八丁堀 二ノ七全国物品税撤廃期成同盟内 豊田雅孝 外十六名

紹介議員 小林 政夫君

現行の物品税法は、昭和十二年に生産制限、消費規正、ぜい沢抑制等を意図して制定されたもので当時の社会状況とはなはだしく相違している今日においてははきわめて不公平かつ実情に即さない課税となつており、従つてデフレ下において深刻な資金難と経営難に当面している零細な製造業者は本税の転嫁困難、回収不能等のため倒産寸前の状態にあるから、物品税をすみやかに撤廃せられたとの請願。

第五九三号 昭和三十年五月二十六日受理

第六二三号 昭和三十年五月三十日  
受理

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願  
請願者 岩手県議会議長 内村  
一三

紹介議員 川村 松助君

葉たばこの生産は、現下の需要に対応して年々増加しつつあるが、特にパーレー種の主生産地である岩手県は作付面積九百町歩（昭和二十九年現存）に及び昭和三十二年度には三千町歩に拡充増産するよう努力している現状である。しかしたばこの増産に最も必要な再乾燥工場が設置されていないため生産面に非常な支障をきたしているから、是非とも岩手県にたばこ再乾燥工場を設置せられたいとの請願。

第六二四号 昭和三十年五月三十日  
受理

岩手県に国立たばこ試験場設置の請願  
請願者 岩手県議会議長 内村  
一三

紹介議員 川村 松助君

岩手県におけるたばこ栽培面積は既に二千七百六十五町歩をこえ、日本専売公社仙台地方局（宮城、山形、秋田、青森、岩手）の耕作面積六千六十町歩の約五割に近い面積を占めており、これが試験研究については、昭和十九年から耕作者の過重なる負担の下に耕作団体の経営によるたばこ試験場を設けその耕作改善に精進してきたのであるが、民間の不備な設備をもつては十分な成果を挙げ得ないばかりでなく、その経営に対する耕作者の負担は年々過重となつていくから、東北のたばこ産地振興のために、国立たばこ試験場を盛岡市周辺に設置せられたいとの請願。



昭和三十年六月十日印刷

昭和三十年六月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局